参考資料

国立国会図書館法の一部改正（新旧対照表）

国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）

改正案

別表第一（第二十四条関係）

名称	根拠法
（略）	（略）
脱炭素成長型経済構造移行推進機構	（略）
日本学術会議	日本学術会議法（令和七年法律第七十号）
（略）	（略）

現行

別表第一（第二十四条関係）

名称	根拠法
（略）	（略）
脱炭素成長型経済構造移行推進機構	（略）
（略）	（略）

参考資料

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部改正（新旧対照表）

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭和二十四年法律第百一号）

改正案

第一条　次の表の上欄に掲げる国立国会図書館支部図書館（以下「支部図書館」という。）は、国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）の規定によりそれぞれ下欄に掲げる行政機関に置かれたものとする。

（略）	（略）
国立国会図書館支部内閣府図書館	内閣府
（略）	（略）

現行

第一条　次の表の上欄に掲げる国立国会図書館支部図書館（以下「支部図書館」という。）は、国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）の規定によりそれぞれ下欄に掲げる行政機関に置かれたものとする。

（略）	（略）
国立国会図書館支部内閣府図書館	内閣府
国立国会図書館支部日本学術会議図書館	内閣府
（略）	（略）